

平成24年2月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 田邊 雅孝

平成22年(ワ)第35191号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成23年11月16日

判 決

佐賀県唐津市熊原町3147-2

原 告	平 林 素 子
同訴訟代理人弁護士	日 隅 一 雄
同	秋 山 亘

東京都千代田区紀尾井町3番23号

被 告	株式会社文藝春秋
同代表者代表取締役	平 尾 隆 弘
同訴訟代理人弁護士	喜 田 村 洋 一
同	藤 原 家 康

主 文

- 被告は、原告に対し、66万円及びうち33万円に対する平成19年9月27日から、うち33万円に対する平成20年1月17日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 原告のその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用はこれを20分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。
- この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

- 被告は、原告に対し、1320万円及びうち660万円に対する平成19年9月27日から、うち660万円に対する平成20年1月17日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、被告の発行する週刊誌「週刊文春」誌上に、本判決確定後10日以内に、別紙1及び2の謝罪訂正記事をそれぞれ1回掲載せよ。

3 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 第1項につき仮執行宣言

## 第2 事案の概要

1 本件は、衆議院議員であった原告が、被告に対し、被告発行の週刊誌に掲載された記事が原告の名誉を毀損するものであり、同記事中の記述が原告を侮辱するものであると主張して、不法行為に基づき、損害賠償及び謝罪訂正記事の掲載を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

### (1) 当事者

#### ア 原告

原告は、平成17年8月の衆議院議員選挙において、自由民主党（以下「自民党」という。）の公認を得て佐賀県第3区から立候補して、比例区選出議員として当選し、同年9月から平成21年7月まで衆議院議員であった。

原告は、社会生活上、婚姻前の氏を使用して「広津素子」と称している。

#### イ 被告

被告は、雑誌、図書の印刷、発行及び販売等を業とする株式会社であり、週刊誌「週刊文春」を発行している。

### (2) 被告による雑誌の発行

#### ア 「週刊文春」平成19年10月4日号（以下「本件雑誌1」という。）

被告は、平成19年9月27日までに、本件雑誌1を発行した。本件雑誌1には、「武部幹事長弁当事件 83会の『奇人変人リスト』」との見出し及び「“ミセスKY” 広津議員（上）」との説明文が付記された

原告の写真と共に、別紙3「本件記事1（週刊文春平成19年10月4日号）」①～⑥記載の各記事（以下、各記事を個別に、順次、同別紙の①～⑥の各番号を付して、「本件記事1①」、「本件記事1②」などという。）を含む原告に関する記事（以下「本件記事1」という。）が掲載された（甲1）。

イ 「週刊文春」平成20年1月24日号（以下「本件雑誌2」という。）

被告は、平成20年1月17日、本件雑誌2を発行した。本件雑誌2には、「派閥のドン山拓に『引退勧告』しちゃった広津素子センセイ」との見出し及び「伝説をつくる女」との説明文が付記された原告の写真と共に、別紙4「本件記事2（週刊文春平成20年1月24日号）」①～⑤記載の各記事（以下、各記事を個別に、順次、同別紙の①～⑤の各番号を付して、「本件記事2①」、「本件記事2②」などという。）を含む原告に関する記事（以下「本件記事2」という。）が掲載された（甲2）。

3 本件の争点とこれに関する当事者双方の主張の大要は次のとおりである。

(1) 本件記事1による社会的評価の低下ないし侮辱

#### 【原告の主張】

ア 本件記事1①

本件記事1①は、原告が山崎拓（以下「山崎」という。）議員に対し、「山崎先生は女性スキャンダルでイメージが悪いので、難しいと思います」と発言したことに対し（同発言は事実である。）、「誰もがひやりとした」という虚偽の事実を摘示し、原告がいつも場の空気を読むことができず、周囲の人物をひやりとさせる発言をする非常識な人間であるとの印象を与えるものであり、また、「“ミセス空気が読めない女”と呼ばれる小泉チルドレン」との記載も、本件記事1の見出し及び写真説明文などとも相まって、原告が非常識な発言を繰り返す問題児であり、

変人であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

イ 本件記事1②

本件記事1②は、佐賀の日本遺族会の人が挨拶に来た際に、原告が「遺族、遺族って、一体、何の遺族ですか」と述べたとする虚偽の事実を摘示し、原告が国會議員であるにもかかわらず日本遺族会を知らないか、あるいは日本遺族会のことを知った上で慇懃無礼な発言をする非常識な人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

ウ 本件記事1③

本件記事1③は、「党本部や国会内の会合での質問に、いつも場が凍る」との虚偽の事実を摘示し、原告が周囲に期待されていない発言を繰り返し、いつも周囲を困惑させる人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

エ 本件記事1④

本件記事1④は、原告が、旧大蔵省出身でその分野の権威かつ先輩である伊吹文明（以下「伊吹」という。）自民党税制調査会小委員長に対し、「伊吹先生の説明では分かりにくいと思いますので、代わって私が説明します」と発言したとする虚偽の事実を摘示し、原告がある分野の権威や先輩に対して無礼な発言を憚らない人物であり、空気の読めない発言をしては周囲を凍り付かせる問題児であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

オ 本件記事1⑤

本件記事1⑤は、原告が、農政の会合において、農家の人たちに対し、「皆さん、農業を辞めて転職したらいいと思います」と発言したとする虚偽の事実を摘示し、原告が日本における農家の発展や安定を軽視して

いる政治家あるいは農政に関して真剣に考えていない政治家であるとの印象を与えるものであり、原告がその政治活動において日本の食糧自給率の向上と国内農業の振興を重視していることからすれば、原告の社会的評価を低下させる。

カ 本件記事1⑥

本件記事1⑥は、武部勤（以下「武部」という。）自民党幹事長から「いつでもメシを食いに来なさい」と声をかけられて、原告が、幹事長室に入り、置いてあった牛肉弁当を勝手に食べてしまったという虚偽の事実を摘示し、原告が、人の言葉を真に受けて、他人の部屋に入り込み、他人の食べ物を無断で食べてしまうような非常識な人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

キ 本件記事1における侮辱的表現

本件雑誌1の見出しの「83会の『奇人変人リスト』」との記述、写真説明文の「“ミセスKY”広津議員（上）」との記述並びに本件記事1中の「ミセス空気が読めない女」及び「エキセントリック」との記述は、原告を侮辱するものである。

【被告の主張】

ある者の名誉を毀損するか否かの判断に当たっては、その者の社会的地位や職業などが勘案されるところ、国會議員に対しては、その地位に鑑み、最大限の自由な報道及び批判が認められ、特に、その公的活動に関する批判は、いかなる意味においても自由に許されなければならない。本件記事1は、原告の党内での発言や活動について記述し、これに対しても評価を加えたものであるから、原告に対する批判として当然に許容されるものであり、名誉毀損の問題を生じない。

また、本件記事1①ないし⑥については、以下のとおり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

本件記事1が原告を侮辱するものであることは争う。

ア 本件記事1①

本件記事1①は、原告が、山崎の自民党総裁選出馬に対して、思いとどまるよう率直に進言したことを記述したものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。「議員一同が凍りついた」との記述も、原告の発言の意外性にその場にいた者が驚愕したことを示す慣用的評言であり、原告に対するマイナスの評価を生じさせるものではない。

また、原告を「ミセス空気が読めない女」と呼んだのは、原告の言動に基づく評価であり、国会議員という原告の社会的地位を勘案すれば、この程度の評言は名誉毀損には当たらない。

イ 本件記事1②

本件記事1②は、原告が日本遺族会の人に対して発言したことを記述したものであるが、社会には様々な遺族がいるのであるから、本件記事1②が、原告の社会的評価を低下させるものとはいえない。

ウ 本件記事1③

本件記事1③にある「エキセントリック」、「ストレートにモノを言う」、「いつも場が凍る」などの記述は、原告の発言を基にした評価であり、それ自体具体的な事実の摘示を含まず、名誉毀損に当たらない。

エ 本件記事1④

本件記事1④は、原告が、先輩議員である伊吹の説明について率直な評価を加えたというものにすぎず、原告の社会的評価を低下させるものではない。

オ 本件記事1⑤

本件記事1⑤にある「農業を辞めて転職したらいいと思います」との原告の発言は、原告の国会議員としての意見であり、読者は、原告がそのような意見を持っていると理解するだけであるから、本件記事1⑤は原

告の社会的評価を低下させるものではない。

カ 本件記事 1⑥

本件記事 1⑥は、原告に関するエピソードを記述したものであるが、読者に対し、原告がストレートな行動をする人物であるとの印象を与えるにとどまり、日本語の意味を把握できない人物であるなどの印象を与えるものではなく、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(2) 本件記事 2による社会的評価の低下ないし侮辱

【原告の主張】

ア 本件記事 2①

本件記事 2①は、原告が、所属する派閥の長である山崎に対し、「先生はもう七十歳を超えている。辞めるべきだと思います」と発言したとする虚偽の事実を摘示し、原告が所属する派閥の長にさえ、非常識な発言をする人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

また、「“ミセス空気が読めない女”と呼ばれる、小泉チルドレンの広津素子議員（54）」との記述は、本件記事 2 の写真説明文にある「伝説をつくる女」という記述と相まって、原告が非常識な人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるとともに、原告を侮辱するものもある。

イ 本件記事 2②

本件記事 2②は、山崎派の重鎮である野田毅（以下「野田」という。）議員が新人を集めた食事会で、経済的に疲弊している地方への配慮の必要性を話した際、原告が、野田に対し、「先生は古いタイプの政治家ですね」と述べたとする虚偽の事実を摘示し、原告が地方への配慮の必要性を否定する方に冷たい人物であるとの印象を与えるとともに、所属する派閥の重鎮を敵に回すような発言をする非常識な人物であるという

印象をあたえるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

#### ウ 本件記事2③

本件記事2③は、原告が、組閣の際に、「次は私が女性代表で大臣になる」と公言したり、官邸に電話して「私を副大臣か政務官に入れるべきだ」と直談判したとする虚偽の事実を摘示し、原告が非常識で図々しく、自らを冷静に捉えることのできない、政治家としての資質に欠ける人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

#### エ 本件記事2④

本件記事2④は、自民党佐賀県支部連合会（以下「自民党佐賀県連」という。）の関係者が、原告について、「人の名前を覚えないから人望がない。すぐ問題を起こすから会合等に呼ばないようしているのですが、呼ばないと『女性蔑視だ！』と大騒ぎ。問題は人間性なんですけど・・・」と話したとして、原告につき虚偽の事実を摘示し、原告が人の名前を覚えず、すぐ問題を起こすため会合等に呼ばれない人望のない人物かつ会合等に呼ばないと「女性蔑視」だと騒ぐエキセントリックな人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

#### オ 本件記事2⑤

本件記事2⑤は、自民党佐賀県連の関係者が、原告について、「広津さんは入りたての秘書に、『明日から佐賀に行って後援会を作ってきてちょうだい』とか無茶ブリが凄いようです」と話したとして、原告につき虚偽の事実を摘示し、原告が秘書に無理なことを命じるような人の使い方を知らない人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させる。

#### 【被告の主張】

本件記事2が、国会議員であった原告の党内での発言や活動について記述

し、これに対しても評価をえたものであり、原告に対する批判として当然に許容され、名誉毀損の問題を生じないことは、本件記事①と同様である。

また、本件記事②①ないし⑤については、以下のとおり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

本件記事②が原告を侮辱するものであることは争う。

ア 本件記事②①

本件記事②①は、本件記事①と同じく原告が山崎に率直な進言をしたことを見たものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

イ 本件記事②②

本件記事②②は、本件記事①⑤と同じく、原告の国会議員としての意見を記述したものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

ウ 本件記事②③

本件記事②③は、原告が自分に自信を持っていることを示すものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

エ 本件記事②④

本件記事②④は、自民党佐賀県連の関係者の一人が原告に対し好意的ではない評価を述べたことを記述したものにすぎず、原告の社会的評価を低下させるものではない。

オ 本件記事②⑤

本件記事②④と同旨

(3) 違法性ないし責任阻却事由

【被告の主張】

ア 本件記事①及び②の公共性及び公益目的

本件記事①及び②は、国会議員である原告の活動について書かれたものであり、公共性及び公益目的があることは明らかである。

イ 本件記事1につき真実ないし真実であると信ずるにつき相当な理由があるか

(ア) 本件記事1の取材

本件記事1の取材を行った「週刊文春」の記者である藤吉雅春（以下「藤吉」という。）は、平成17年の衆議院議員選挙で当選した新人議員の取材をする中で、原告についても取材を行ったところ、取材対象者のほとんどが、原告のことを「変わっている」、「場の雰囲気を理解しない」、「突拍子もない発言をする」などと述べていた。そして、藤吉は、原告の奇矯な言動を集めているという国会議員から、新人議員には、客観的評価より自己評価が高い議員が多数いるが、その中でも原告と川条志嘉議員が突出しているということを聞いた。さらに、藤吉は、概ね以下のとおり原告の話を聞き、本件記事1を執筆した。

- a ある議員から、原告が1年生議員として国会対策委員となり、自民党本部に詰めていたとき、国会対策副委員長用の弁当を食べてしまったことを聞いた。これが原告について聞いた最初の話である。同議員は、その事件は公認会計士の広津という女性議員が起こしたものであり、永田町の中では有名であると言っていた。
- b ある1年生議員から、日本遺族会が東京に挨拶に来た際、話を聞いた後に、原告が、「さきほどから遺族とおっしゃっていますが、何の遺族ですか」と発言したことを見た。同議員は、原告について、「一般常識が欠けているのではないか」と評していた。
- c ある議員から、「また広津がやっちやいました」として、原告が、農政の会合で、農家の説明が終わった後に、「皆さん、農業を辞めて転職したらよいと思います。」と発言したことを見た。
- d 藤吉は、上記以外にも、議員秘書、新聞記者、自民党佐賀県連の関係者、原告の地元事務所関係者等に取材し、本件記事1の内容を確認

した。

(イ) 原告の自認

a 本件記事 1 ①について、原告は、山崎に対し、「私自身は山崎派に入ったくらいですから、そういうことは気にしていませんが、山崎先生は女性スキャンダルで報道され、女性にイメージが悪いため、自民党総裁になり、首相になると自民党のイメージが悪くなりますので、控えた方がいいと思います。」と言ったことを認めている。

b 本件記事 1 ④について、原告は、「伊吹文明先生は、税法にも詳しく、本当に頭のいい方ですので、尊敬している人の一人ですが、大蔵省の出身であり、立ち位置が官僚的な時があります。私は、公認会計士・税理士時代に、会計・監査・税務実務を行うかたわら、税制改正にも関与してきており、立ち位置が“民”の側にあるため、説明を付け加えたことはあります」、「伊吹文明先生は、優秀なベテラン議員ですが、立ち位置が官僚的な時があり、私は、当選一回の議員で、それまで民の立場で 20 年以上も会計・税務の仕事をしてきたため、立ち位置が“民”の側にあるので説明を付け加えたのであって、両者を合わせれば、完璧な結論が出るのです。」などとして、本件記事 1 ④ の記述を認めている。

(ウ) まとめ

以上によれば、本件記事 1 については、いずれも真実であるか、又は被告において真実であると信ずるにつき相当な理由があったものといえる。

ウ 本件記事 2 につき真実ないし真実であると信ずるにつき相当な理由があるか

(ア) 本件記事 2 の取材

本件記事 2 の取材を行った「週刊文春」の記者である赤石晋一郎（以

下「赤石」という。)は、佐賀県を地盤とする国會議員の秘書を含む5人から、概ね以下のとおり原告の話を聞いた。

- a 原告に関する情報を広く知っている上記秘書(本件記事2中、「自民党佐賀県連関係者」と表示している者)からは、本件記事2④及び⑤に係る原告の話を聞いた。
- b 原告の地元事務所の関係者からは、原告が、安倍改造内閣が発表される前に、「次は私が女性代表で大臣になる」と公言していたこと、福田内閣が人選を進めているとき、官邸に電話して、「私を副大臣か政務官に入れるべきだ」と求めたことを聞いた。これらの話については、全国紙の政治部記者からも聞いていた。また、上記事務所の関係者からは、本件記事2⑥の話を聞いた。
- c 原告と同じ山崎派に所属していた3名の国會議員からは、本件記事2①及び②の話を聞いた。特に、本件記事2②で記述した野田の食事会における話については、同席していた者がおり、その場の雰囲気が臨場感をもって語られた。また、原告の野田に対する発言により、原告が「KY」(空気が読めない)だという見方が広まったという話を聞いた。

#### (イ) 原告の自認

本件記事2①について、原告は、山崎から、「憤慨ではありませんが、確かに、『それでは、俺にも辞めろと言うことになる。』と言われました。」として、本件記事2①の記述を認めている。

#### (ウ) まとめ

以上によれば、本件記事2については、いずれも真実であるか、又は被告において真実であると信ずるにつき相当な理由があったものといえる。

### 【原告の主張】

被告は、取材対象者を全く特定せず、その者の利害関係や背景事情も不明であり、本件記事1及び2に記述された内容につき、その取材対象者が具体的にどのような言葉を用いて語ったのかも判然とせず、本件記事1及び2につき、真実であるとも、被告において真実であると信ずるにつき相当な理由があったとも到底いえない。

また、被告は、原告が一部の発言を認めたと主張するが、本件記事1④の伊吹に係る発言について、原告の認めた発言と本件記事1④に記述された発言とは全く異なる。

そして、本件記事1①については、原告の発言に内心同調するものが多く、場が凍ったなどということはないし、原告のことを「ミセス空気が読めない女」と評する根拠もない。本件記事2①についても、原告が山崎に引退勧告していないことは明らかである。

#### (4) 損害及び名誉回復のための措置の必要性

##### 【原告の主張】

原告は、一般週刊誌の中で国内最多の発行部数（74万部）を誇る「週刊文春」に掲載された虚偽の記事により、名誉を毀損され、また、政治家としてあるいは一人の人間として、信用を大きく失ったものであり、それらによる慰謝料及び無形損害を併せると、本件記事1及び2につきそれぞれ600万円を下らない。また、本訴訟にかかる弁護士費用のうち、本件記事1及び2につき、それぞれ60万円が、被告による名誉毀損ないし信用毀損と相当因果関係のある損害といえる。

そして、本件記事1及び2により毀損された原告の名誉を回復するためには、金銭による賠償に加えて、被告による謝罪訂正記事の掲載が必要である。

##### 【被告の主張】

争う。

### 第3 争点に対する判断

## 1 本件記事1による社会的評価の低下ないし侮辱

### (1) 本件記事1の読み方

本件記事1は、「83会の『奇人変人リスト』」という見出し及び「“ミセスKY”広津議員（上）」との説明文が付記された原告の写真と共に記述されており、本文中でも「ミセス空気が読めない女」ないし「エキセントリック」などと評されていることからすれば、本件記事1を読む一般の読者は、本件記事1を上記のような原告に対して与えられた評価と共に理解し、原告に対する印象を形成するものというべきである。

### (2) 本件記事1による原告の社会的評価の低下

#### ア 本件記事1①

本件記事1①は、原告が、自民党総裁選への出馬に言及した山崎に対して、「山崎先生は女性スキャンダルでイメージが悪いので、難しいと思います」と発言したことを摘示したものであり、山崎派に属する原告が、派閥の長である山崎に対して率直に意見を言える人物であるとの肯定的な印象を与える記事であるといえなくはない。しかし、同時に、本件記事1①の中で、原告につき「ミセス空気が読めない女」と記述され、「その瞬間、議員一同、凍りつきました」、「誰もがひやりとした」と周囲の人間が原告の発言に困惑した様子も併せて記述されたことにより、本件記事1①は、一般の読者に対し、原告が山崎に意見したことにつき、その積極的な態度に肯定的な印象を与えるものではなく、むしろ、原告が周囲の人間を困惑させるようなその場にそぐわない発言を堂々とする人物であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

#### イ 本件記事1②

本件記事1②は、原告が日本遺族会のことを知らなかつたことを示す発言をしたことを探するものと読めるところ、本件記事1②は、同発言

を「破壊的な発言」の中でも有名になったものと紹介した上で、特に「（笑）」と明記して「〇五年の郵政選挙の大量当選が生んだ珍現象です」などと記述しているのであるから、本件記事1②が、選挙における支持母体と成り得る佐賀の日本遺族会に対する原告の間抜けな言動を笑い物としていることを、一般の読者においても読み取ることができると認められる。したがって、本件記事1②は、原告の社会的評価を低下させるものと認めることができる。

#### ウ 本件記事1③

本件記事1③は、原告につき、「ストレートにモノを言う。」と記述しており、この記述自体は一般的の読者をして原告の積極的な態度を肯定的に表現したものと読める余地はある。しかし、同時に、本件記事1③の中で、原告につき「エキセントリック」と記述され、「党本部や国会内の会合での質問に、いつも場が凍る」と周囲の人間が原告の質問にいつも困惑することが併せて記述されていることからすれば、本件記事1③は、一般的の読者に対し、原告が周囲に期待されていない発言を頻発させ、いつも周囲を困惑させる人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

#### エ 本件記事1④

本件記事1④中、原告が「伊吹先生の説明ではわかりにくいと思いますので、代わって私が説明します」との発言をしたとする記述は、原告が、先輩議員である伊吹に対して、その説明を否定する意見を率直に述べることのできる人物であると読み取る余地もある。しかし、本件記事1の見出し及び写真説明文において、原告につき、「奇人変人リスト」、「ミセスKY」などと記述され、本件記事1④の中で、「絶句したのは伊吹だけではない」と伊吹及び周囲の人間が原告の発言に絶句した様子も併せて記述されていることにより、本件記事1④は、一般的の読者に対

し、原告が先輩議員に意見したことにつき、積極的な態度として肯定的な印象を与えるものではなく、むしろ、原告につき、伊吹をはじめ周囲を絶句させるようなその場にそぐわない発言を堂々とする人物であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

オ 本件記事1⑤

本件記事1⑤中の原告が述べたとされる「皆さん農業をやめて転職したらしいと思います」との発言については、それがいかなる考えの基になされたものであるかをうかがい知ることはできず、一般の読者に対し、原告が農家の発展や安定を軽視しているとか、農政に関して真剣に考えていないとの印象を直ちに与えるものとはいえない。また、原告は、原告がその政治活動において日本の食糧自給率の向上と国内農業の振興を重視していることと相反する発言である旨主張するが、一般の読者が、原告の具体的な政治活動を把握しているとまでは認められない。したがって、本件記事1⑤は、原告の社会的評価を殊更に低下させるものとは認めることができない。

カ 本件記事1⑥

本件記事1⑥は、武部から「いつでもメシを食いに来なさい」と声をかけられた原告が、幹事長室に行き、置いてあった弁当を勝手に食べてしまったと指摘するものであるところ、本件記事1の見出しに「武部幹事長弁当事件」と銘打たれ、それに続けて「83会の『奇人変人リスト』」と記述されていることからすれば、一般の読者に対し、原告が武部から「いつでもメシを食いに来なさい」と言われたのをいいことに、他人の部屋に入り込み、他人の弁当を無断で食べてしまうような非常識な人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

(3) 本件記事1における侮辱的表現について

「奇人変人リスト」ないし「エキセントリック」との記述は、原告が変人であると評するものであり、一方「ミセスKY」ないし「ミセス空気が読めない女」との記述は、原告が、周囲が困惑するようなその場にそぐわない発言を堂々とする人物であると評するものであり、原告が国会議員であることを考慮しても、いずれも社会通念上許容される限度を超えて原告の名誉感情を害するものであるというべきであるから、侮辱に当たる。

2 本件記事2による社会的評価の低下ないし侮辱

(1) 本件記事2の読み方

本件記事2は、その最初に「“ミセス空気が読めない女”と呼ばれる、小泉チルドレンの広津素子議員（54）。」と原告のことを紹介していることからすれば、本件記事2を読む一般の読者は、本件記事2を上記のような原告に対して与えられた評価と共に理解し、原告に対する印象を形成するものというべきである。

(2) 本件記事2による社会的評価の低下

ア 本件記事2①

本件記事2①は、原告が、山崎に対し、「先生はもう七十歳を超えてい  
る。辞めるべきだと思います」と発言したとする記述であり、見出しに  
「派閥のドン山拓に『引退勧告』しちゃった広津素子センセイ」と記述  
されていることも併せれば、一般の読者に対し、原告が、山崎に引退す  
るよう発言したことなどを摘示し、加えて、原告につき、「ミセス空気が読  
めない女」と評することで、原告が、自らの所属する派閥の長である山  
崎にさえ、引退を勧告するような発言をする非常識な人物であるとの印  
象を与える余地がある。しかし、上記の記述についての説明として、本  
件記事2①の次の段落において、原告が、佐賀県第3区における自民党  
の公認を争っていた保利耕輔（以下「保利」という。）議員が70歳を

超えていることを批判し、山崎に対し、保利に若い者に道を譲るよう言ってほしいと発言したこと、原告の同発言を受けて、保利と同世代である山崎が、それは自分にも辞めろということかと憤慨したことが記述されていること（甲2）からすれば、本件記事2①を読んだ一般の読者は、上記記述も併せ読むことにより、原告の「もう七十歳を超えている。辞めるべきだと思います」との発言が、自民党の公認を争っていた保利について述べたものであること、保利と山崎が同年代であることから、原告の発言を、山崎が自分に対する引退を勧告するようなものと受けとめたことを理解することになる。そうすると、本件記事2①は、一般の読者に対し、原告が、派閥の長である山崎にさえ、引退を勧告するような発言をする非常識な人物であるとの印象を与えるものとはいはず、また、これが原告の社会的評価を低下させるものとも認めることはできない。

原告は、一般の読者が本件記事2①及び本件記事2の見出しだけを読む場合もある旨指摘するが、本件記事2①まで読んだ読者が、そのすぐ次の段落にある記述を読まないとは考え難く、原告の上記主張は採用することができない。

他方、本件記事2①において、原告のことを指した「ミセス空気が読めない女」との記述については、原告が、周囲が困惑するようなその場にそぐわない発言を堂々とする人物であると評するものであり、原告が国会議員であることを考慮しても、社会通念上許容される限度を超えて原告の名誉感情を害するものであるというべきであるから、侮辱に当たると認められる。

#### イ 本件記事2②

本件記事2②は、原告が所属していた山崎派の野田が新人議員を集めて食事会を開いた際に、「地方経済は疲弊している。いまこそ地方への配慮が必要だ」と発言したことに対し、原告が「先生は古いタイプの政治家ですね」

と発言したことを記述しており、その記述からは、原告が地方への配慮に否定的な意見を持っているように読めるが、そのような意見を持っていると指摘すること自体は、原告の社会的評価を直ちに低下させるものとは認められない。一方で、野田の意見に対し、それを否定し持論を展開することについても、それだけであれば、原告が非常識な人物であるとの印象を与える記述とはいえない。

しかし、本件記事2②に続き、その場にいた1年生議員が語ったこととして、「一瞬、場が凍りつき、我々も冷や汗をかきました。野田さんは明らかに不機嫌だった。ご馳走になっているのに、普通そういうことを言いますか？（苦笑）」との記述があること（甲2），本件記事2の冒頭において、原告のことを「ミセス空気が読めない女」と記述していることからすれば、本件記事2②は、一般の読者に対し、原告が、食事会に招いてくれた先輩議員の意見を真っ向から否定するようなその場にそぐわない発言をし、周囲を困惑させるような人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

#### ウ 本件記事2③

本件記事2③は、原告が、内閣の人事が発表される前に、「次は私が女性代表で大臣になる」などと公言したこと、別の内閣の人選の際に、官邸に「私を副大臣か政務官に入れるべきだ」と電話したことを記述したものである。本件記事2③の前に、原告につき「自らの考えが正しいと信じて疑わないタイプ」などと記述され、また、本件記事2③中にも、「周囲を唖然とさせた」、「直談判したという伝説もある」などの記述があること、本件記事2の冒頭において、原告を「ミセス空気が読めない女」と記述していることからすれば、本件記事2③は、一般の読者に対し、原告が、周囲を唖然とさせ、伝説とまで呼ばれるほど、自分を過大評価し、図々しい行動をとるような人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させ

るものと認められる。

#### エ 本件記事2④

本件記事2④は、原告につき、「地元の評判も芳しくない」と記述した上で、自民党佐賀県連の関係者が、原告のことを「人の名前を覚えないから人望がない」、「すぐ問題を起こすから会合等に呼ばないようにしているのですが、呼ばないと『女性蔑視だ！』と大騒ぎ。問題は人間性なんですけど……」などと言ったと記述するものであり、一般の読者に対し、原告が地元での評判が悪く、人望もなく、人間性を問題視されている人物であるとの印象を与えるものであり、原告の社会的評価を低下させるものと認められる。

#### オ 本件記事2⑤

本件記事2⑤は、原告が新人の秘書に対し、「明日から佐賀に行って後援会を作ってきてちょうだい」と言ったことを記述したものであるが、この事実自体は、原告が、新人とはいえ自分の秘書に、後援会を作ってくるようにと頼んだというものにすぎず、自民党佐賀県連の関係者が「無茶ブリが凄いようです」と評したことが併せて記述されていることを考慮しても、原告の社会的評価を殊更に低下させるものとまで認めることはできない。

### 3 原告が国会議員であったことについて

被告は、国会議員の公的活動に関する批判はいかなる意味においても自由に許されなければならず、また、国会議員の私的事項に関する報道も、一般人の場合よりも広く認められるべきであるとして、本件記事1及び2は、国会議員であった原告の自民党内での発言や活動について記述し、これに対しても評価をえたものであるから、原告に対する批判として当然に許容されるものであり、名誉毀損の問題を生じないと主張する。

原告が、国会議員という公的地位により、その活動につき批判を受ける立場にあったとしても、その批判により、原告の社会的評価が低下し得ることは明

らかであり、国会議員という属性については、違法性ないし責任阻却事由の公共性及び公益目的の項目において考慮すれば足りる。

#### 4 違法性ないし責任阻却事由

##### (1) 本件記事1及び2の公共性及び公益目的について

本件記事1及び2は、その内容からすれば、いずれも原告の国会議員としての活動自体あるいはそれに関連する記事であるから、その掲示行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったことが認められる。

これに対し、原告は、本件記事1及び2は、原告に関する根拠の乏しい悪口を集めただけの記事であり、公益を図る目的が認められないことは明らかである旨主張する。確かに、上記1及び2で説示したとおり、本件記事1及び2は、一貫して原告のことを「ミセス空気が読めない女」と紹介し、本件記事1ではその見出しにおいて「奇人変人リスト」と記述するなど、原告を侮辱するような表現が用いられており、記事の内容も原告に関する事件を否定的に記述したものではあるが、そのことから直ちに公益を図る目的を否定することはできず、原告の上記主張は採用することができない。

##### (2) 本件記事1①, ②, ③, ④, ⑥につき真実ないし真実であると信ずるにつき相当な理由があるか

ア 被告は、本件記事1については、藤吉が国会議員、秘書、新聞記者、佐賀県の自民党県連関係者、原告の地元事務所関係者等複数の者に取材した結果、執筆したものであり、真実であるとの証明があるか、又は被告において真実であると信ずるにつき相当な理由がある旨主張する。

しかし、被告は、取材対象者を「ある議員」などというのみで明らかにせず、また、藤吉が聴取したとされる内容についても、本件記事1に記述した内容をほぼそのまま主張しているだけで、藤吉作成の陳述書（乙1）によっても、その取材対象者への取材の経緯や取材時のやりとり、

対象者が原告の話を実際にはどのように語ったのか等が判然としない。

被告は、複数の取材対象者から確認できたもののみを記事にした旨も主張するが、いずれの取材対象者についても、上記のとおり、聴取の状況、内容等が明らかではなく、同主張を採用することができない。

そうすると、後記イ、ウのような事情のない本件記事1②、③、⑥については、重要な部分につき真実であることの証明があったとも、被告において真実であると信ずるにつき相当な理由があるとも認めることはできない。

イ 他方、本件記事1①については、原告自身が山崎に対する発言の内容を認めているから、その部分の記述は真実であると認められる。そして、本件記事1①に記述された原告の発言は、派閥の長である山崎に対して、山崎が女性スキャンダルでイメージが悪いから自民党総裁選への出馬が難しいと思うなどという、非常に厳しく、かつ、直接的な進言をしたものであり、上記ア説示のように、本件記事1の基となった取材の対象、状況及び内容が明らかではないとしても、上記のような発言を聞いた周囲の者が凍りついたとか、ひやりとしたという感想を抱くことは容易に推認される。そうすると、本件記事1①は、周囲の様子の記述を含め、重要な部分につき真実であることの証明があったか、又は被告において真実と信ずるにつき相当な理由があったと認めることができる。

ウ また、本件記事1④につき、原告は、「伊吹文明先生は、税法にも詳しく、本当に頭のいい方ですので、尊敬している人の一人ですが、大蔵省の出身であり、立ち位置が官僚的な時があります。私は、公認会計士・税理士時代に、会計・監査・税務実務を行うかたわら、税制改正にも関与してきており、立ち位置が“民”的にありますため、説明を付け加えたことがあります」、「伊吹文明先生は、優秀なベテラン議員ですが、立ち位置が官僚的な時があり、私は、当選1回の議員で、それまで民の立場で20年以

上も会計・税務の仕事をしてきたため、立ち位置が“民”の側にあるので説明を付け加えたのであって、両者を合わせれば、完璧な結論が出るのです。」などとして伊吹の後に説明を加えたことを認めているところ（甲7, 36），これは、結局のところ、伊吹の説明だけでは理解がしにくいところを原告の説明を加えることにより補ったというものであって、本件記事1の基となった取材の対象、状況及び内容が明らかでないとしても、先輩議員である伊吹の説明のみでは不十分であると言わんばかりの上記の原告の対応に対して、伊吹や周囲の者が驚いたりしたことは容易に推認できる。そうすると、本件記事1④は、周囲の様子の記述を含め、重要な部分につき真実であることの証明があったか、又は被告において真実であると信ずるにつき相当な理由があったと認めることができる。

エ 以上によれば、本件記事1②, ③, ⑥を摘示した名誉毀損については、違法性がないということはできず、また、故意又は過失が否定されることはない。他方、本件1①, ④を摘示した名誉毀損については、違法性がないか、又は少なくとも故意若しくは過失が否定されるというべきである。

(3) 本件記事2②, ③, ④につき真実ないし真実であると信ずるにつき相当な理由があるか

被告は、本件記事2については、赤石が佐賀県を地盤とする国会議員の秘書、原告の地元事務所の関係者及び山崎派の3名の国会議員に取材した結果、執筆したものであり、真実であることの証明があるか、又は被告において真実であると信ずるにつき相当な理由がある旨主張する。

しかし、被告は、本件記事1と同様に、取材対象者を一切明らかにせず、また、赤石が聴取したとされる内容についても、本件記事2に記述した内容をほぼそのまま主張しているだけで、赤石作成の陳述書（乙2）によつても、その取材対象者への取材の経緯や取材時のやりとり、対象者が原告の話を實際にはどのように語ったのか等が判然としない。被告は、本件記事2につき、

複数の者から聞いたかのように主張するが、いずれの取材対象者についても、上記のとおり、聴取の状況、内容等が明らかではないから、同主張を採用することはできない。

そうすると、本件記事 2②、③、④について、重要な部分につき真実であることの証明があったとも、被告において真実であると信ずるにつき相当な理由があるともおよそ認めることができない。

したがって、上記記事を掲示した名誉毀損について違法性がないということはできず、また、故意又は過失が否定されることはない。

## 5 損害及び名誉回復のための措置の必要性について

以上のとおり、本件記事 1②、③、⑥及び本件記事 2②、③、④について、被告は、原告の名誉を毀損したものとして不法行為責任を負う。また、本件記事 1 の「奇人変人リスト」との見出し、「“ミセスKY” 広津議員（上）」との写真説明文、本文中の「ミセス空気が読めない女」及び「エキセントリック」の記述並びに本件記事 2 の本文中の「ミセス空気が読めない女」との記述は、原告に対する侮辱に当たる。

一方で、名誉毀損について被告が不法行為責任を負うと判断される表現は、結局のところ、本件記事 1②、③、⑥及び本件記事 2②、③、④にとどまること、上記各記事の掲示については公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められること、上記各記事に記述された原告が行ったとされる発言だけを客観的に見れば、原告について、相手にかかわらず率直に意見を述べることができる人物であるという印象を与える余地があることに照らせば、原告の国会議員としての社会的評価を著しく下げるとまではいえないこと、「奇人変人リスト」、「空気が読めない女」及び「エキセントリック」という記述は、社会通念上許される限度を超えるといわざるを得ないが、本件記事 1 及び本件記事 2 の全体を通せば、政治家に対する批判的かつ辛辣な見方を示したものであるといえるものの、人身攻撃に当たるような

極めて悪質な表現とまではいい難いこと、本件記事1及び本件記事2は、本件雑誌1及び本件雑誌2の各目次における位置付け（甲1，2）からは、記事としての重要性は相対的に低いものと思料され、各記事の分量も、いずれも1ページの半分ほどであることからすれば、「週刊文春」の74万部という発行部数（甲4）を考慮しても、原告の損害を填補するには、本件記事1及び本件記事2につきそれぞれ30万円、弁護士費用としてはそれぞれ3万円を被告の不法行為と相当因果関係のある額と認めるのが相当である。

なお、原告は、平成21年7月の衆議院議員選挙において自民党の公認を得られず落選したことが、本件記事1及び本件記事2に起因するものであるかのように主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、被告は、原告に対し、本件記事1に係る損害金合計33万円及びこれに対する平成19年9月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金、本件記事2に係る損害金33万円及びこれに対する平成20年1月17日から支払済みまで上記割合による遅延損害金の限度で支払義務を免れない。

そして、上記説示の諸事情及び上記認定額に照らせば、原告の名誉を回復させる措置として、更に謝罪訂正記事の掲載を命じる必要性までは認めることはできない。

#### 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、主文第1項の金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第28部

裁判長裁判官 阪 本 勝

裁判官 小池あゆみ

裁判官 本井修平

## 1 謝罪訂正記事内容

- (1) 見出し  
お詫び
- (2) 本文

弊社は、2007年9月27日に発行した本誌「週刊文春」10月4日号におきまして、広津素子氏が佐賀県の日本遺族会の方に対し「遺族、遺族って、一体、何の遺族ですか」と発言した旨、農政の会合において農家のの人達に対し「皆さん、農業をやめて転職したらしいと思います」と発言した旨などを報じましたが、実際にはそのような事実ではなく、本誌において掲載されている広津素子氏に関する各言動はいずれも事実と異なるものでした。このような記事により、広津素子氏の名誉を侵害し、同氏に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、謹んでお詫び申し上げます。

平成〇年〇月〇日

株式会社文藝春秋 代表取締役社長 上野 徹  
広津素子殿

## 2 掲載条件

- (1) 1ページ
- (2) 見出しが12ポイント以上のゴシック体とし、本文は12ポイント以上の明朝体とする。

1 謝罪訂正記事内容

(1) 見出し

お詫び

(2) 本文

弊社は、2008年1月14日に発行した本誌「週刊文春」1月24日号におきまして、原告が、派閥のボスである山崎拓氏に対して「先生はもう七十歳を超えていて。辞めるべきだと思います！」と発言した旨等報じましたが、実際にはそのような事実ではなく、本誌において掲載されている広津素子氏に関する各言動はいずれも事実と異なるものでした。このような記事により、広津素子氏の名誉を侵害し、同氏に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、謹んでお詫び申し上げます。

平成〇年〇月〇日

株式会社文藝春秋 代表取締役社長 上野 徹  
広津素子殿

2 掲載条件

(1) 1ページ

(2) 見出しが12ポイント以上のゴシック体とし、本文は12ポイント以上の明朝体とする。

本件記事1（週刊文春平成19年10月4日号）

① 「その瞬間、議員一同、凍りつきました。」（山崎派議員） 山崎派の会合でのこと。

山崎拓氏が「総裁選（の出馬）も考えてみたい」と言うと、一人の女性議員が手を上げた。“ミセス空気が読めない女”と呼ばれる小泉チルドレン。誰もがひやりとしたのも遅く・・・。

佐賀三区のがばい刺客、広津素子議員（54）は真顔で山崎氏に進言した。「山崎先生は女性スキャンダルでイメージが悪いので、難しいと思います」

② 「“今週の広津語録”と言われるくらい、破壊的な発言が永田町を駆け巡っています。有名になったのは、佐賀の日本遺族会の方が東京に挨拶にみえた時。話を聞いた後、広津さんは、『遺族、遺族って、一体、何の遺族ですか』と（笑）。○五年の郵政選挙の大量当選が生んだ珍現象です。」

③ 東大卒で公認会計士という経歴をもつ広津女史。「エキセントリックな点があり、ストレートにモノを言う。党本部や国会内の会合での質問に、いつも場が凍る」（別の自民党議員）

④ 伊吹文明幹事長が党税調小委員長だった時、伊吹氏の説明が終わると、新人・広津氏が举手をするや・・・。「伊吹先生の説明ではわかりにくいと思いますので、代わって私が説明します」絶句したのは伊吹氏だけではない。

⑤ 農政の会合で農家による説明が終わると、広津氏が総括（？）した。「皆さん、農業を辞めて転職したらしいと思います」

⑥ 極めつけが「牛肉弁当事件」。チルドレンの親分、武部勤幹事長（当時）が、「いつでもメシを食いに来なさい」と新人たちに声をかけると、本当に広津氏は幹事長室に行って、置いてあつた牛肉弁当を勝手に食べてしまったというのだ。

本件記事2（週刊文春平成20年1月24日号）

① “ミセス空気が読めない女”と呼ばれる、小泉チルドレンの広津素子議員（54）。

昨年末、彼女は所属する派閥のボス山崎拓氏（71）にこう直談判したという。「先生はもう七十歳を超えてる。辞めるべきだと思います！」

② 山崎派の重鎮、野田毅議員が新人を集め食事会を開いたときもこんな事件が。野田氏が「地方経済は疲弊している。いまこそ地方への配慮が必要だ」などと持論を語り終えたあと、広津氏はこう言い放った。「先生は古いタイプの政治家ですね」。

③ 「昨年九月の安倍改造内閣が発表される前も、『次は私が女性代表で大臣になる』と公言し周囲を唖然とさせた。福田内閣の人選が進められているときには、官邸に電話して『私を副大臣か政務官に入れるべきだ』と直談判したという伝説もある」（全国紙政治部記者）

④ 地元の評判も芳しくない。「人の名前を覚えないから人望がない。すぐ問題を起こすから会合等に呼ばないようしているのですが、呼ばないと『女性蔑視だ！』と大騒ぎ。問題は人間性なんですけど……」（自民党佐賀県連関係者）

⑤ そんな言動が災いしてか、事務所も大混乱の様子。「広津さんは入りたての秘書に、『明日から佐賀に行って後援会を作ってきてちょうだい』とか無茶ブリが凄いようです」

これは正本である。

平成 24 年 2 月 15 日

東京地方裁判所民事第 28 部

裁判所書記官 田邊雅孝

